

大阪市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例案

大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「施設」を「別表第1アに掲げる施設及び別表第2に掲げる施設（以下「特定施設」という。）」に、「以下」を「第13条において」に、「別表第1」を「別表第1ア」に改め、同条第2項中「施設」を「特定施設」に、「別表」を「別表第1ア及び別表第2」に改め、同条第3項中「別表第1アに掲げる施設及び別表第2に掲げる施設（以下「特定施設」という。）」を「特定施設」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条第2項中「法人」を「市長は、法人」に、「別表第1」を「別表第1ア」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1号及び第2号中「施設」を「特定施設」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第14条 市長は、指定管理者に別表第1イ及びウに掲げる施設（以下「特定施設外施設」という。）及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 特定施設外施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第1イ及びウに掲げる金額（特定施設外施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を

公告するものとする。

5 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他特定施設外施設の使用許可を受けた者（次号において「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により特定施設外施設を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が特定施設外施設の使用を開始する前に当該特定施設外施設の使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき

(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 市長は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間について舞洲障害者スポーツセンターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、舞洲障害者スポーツセンターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中

「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表第1中「第10条」を「第10条、第14条」に改め、同表イ及びウ中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第4項の規定の例により行うことができる。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

舞洲障害者スポーツセンターの宿泊室及び研修室並びにその附属設備の利用料金を指定管理者の収入として収受させるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市障害者スポーツセンター条例 (抄)

(使用料)

第10条 施設 の使用
別表第1アに掲げる施設及び別表第2に掲げる施設 (以下「特定施設」という。)

許可を受けた者 (以下 「使用者」という。) は、別表第1 及び別表第2に定める
第13条において 別表第1ア

額の使用料を納付しなければならない。

2 施設 を専用使用する場合における別表 の児童等 (18歳未満の者をい
特定施設 別表第1ア及び別表第2

う。以下同じ。) 及び児童等以外の者の適用区分については、当該使用の目的及び当該使用に
係る児童等の割合を勘案して市長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有する障害者の個人使用に係る別表第1
アに掲げる施設及び別表第2に掲げる施設 (以下「特定施設」という。) の使用料は、無料と
する。

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、市規則で定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。

(使用料の納付の時期)

第12条 省 略
第11条

(使用料の減免)

第13条 省 略
第12条

2 市長は、法人その他の団体でその構成員の総数の10分の1以上2分の1未満の者が本市の区
域内に住所を有する障害者であるものが特定施設を専用使用するときの使用料にあつては、別
表第1 及び別表第2に定める金額の2分の1に相当する額を減額することができる。
別表第1ア

3 省 略

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全
第13条

部又は一部を還付することがある。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用すること
特定施設

ができなくなったとき

- (2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定
特定施設

管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

- (3) 省 略

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に別表第1イ及びウに掲げる施設（以下「特定施設外施設」という。）及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 特定施設外施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1イ及びウに掲げる金額（特定施設外施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特定施設外施設の使用許可を受けた者（次号において「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により特定施設外施設を使用することができなくなったとき

- (2) 使用者が特定施設外施設の使用を開始する前に当該特定施設外施設の使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき

- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

附 則

1 省 略

2 市長は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間について舞洲障害者スポーツセ

ンターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、舞洲障害者スポーツセンターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表第1（第6条、第10条、第14条関係）

ア 省 略

イ 宿泊室の^{使用料}
利用料金

区 分	使用料 利用料金	
	宿 泊	休 憩
省 略	省 略	省 略
省 略		

ウ 研修室の^{使用料}
利用料金

区 分		使用料 利用料金						超過時 間1時 間まで ごとに
		午前	午後	午前 ・ 午後	夜間	午後 ・ 夜間	終日	
省 略	省略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

備考 省 略